

Title	大学の創造的な挑戦のパートナーとしてのリスクマネジメント・コンプライアンス専門職の在り方と可能性
Author(s)	明谷, 早映子
Citation	年次学術大会講演要旨集, 38: 733-733
Issue Date	2023-10-28
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/19125
Rights	本著作物は研究・イノベーション学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Research Policy and Innovation Management.
Description	一般講演要旨

2022

講演題目 大学の創造的な挑戦のパートナーとしてのリスクマネジメント・コンプライアンス専門職の在り方と可能性

○発表者1 明谷 早映子 (東京大学)
aketani.saeko@mail.u-tokyo.ac.jp

統合イノベーション戦略 2023 では、国際競争力の強化を志向した科学技術・イノベーション政策の3つの基軸として、①「先端科学技術の戦略的な推進」、②「知の基盤（研究力）と人材育成の強化」、③「イノベーション・エコシステムの形成」を挙げている。リスクマネジメント・コンプライアンス専門職が専門性を生かしうる分野として、①には、経済安全保障推進法に基づく調査研究の受託を可能とするシンクタンク機能と合わせて、研究活動の国際化・オープン化に伴う新たなリスクに対し、大学や研究機関における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の自律的確保に向けた取り組みがある。また、③であれば、スタートアップの事業化・社会実装の支援、公共調達の拡大、起業家層の拡大、成長志向の資金循環形成、大学の知財ガバナンスは、リスクマネジメント・コンプライアンスの業務対象である。これらのキーワードは、現在、政府の方針が示された段階であり、今後、アカデミアの現場にあわせて国内実践の検討を要する。その検討には、高いレベルのリスクマネジメント・コンプライアンス専門人材が適正人数配置されることが必要である。

しかし、現状、統合イノベーション戦略を実践するに必要十分な、リスクマネジメント・コンプライアンス専門職が日本のアカデミアで雇用されているとは言いがたい状況である。例えば、リスクマネジメント・コンプライアンスの専門職である弁護士が、アカデミアの業務を本務としてアカデミアで雇用されているケースは、非常に少ない。具体的には、2023年9月20日時点で研究に関する法人（大学・研究財団含む）を所属機関として登録している弁護士は、弁護士総数44,818名（2023年9月1日現在の登録弁護士総数）のうち、24名である。全国の大学数が805校（令和3年度全国大学一覧、文部科学省HP）であり、複数の大学に弁護士が雇用されているケースがあることを鑑みると、97%以上の大学には弁護士は雇用されていない。もちろん、本業は市中の弁護士事務所でも、大学等のリーガルアドバイザーとしてアカデミアに貢献する弁護士は少なくないが、科学技術・イノベーション政策の推進や研究力向上、研究のリスクマネジメント・コンプライアンスをカバーする人材は極端に不足している。

企業であれば、国際競争力強化に向けた日本企業の法務機能・法務人材の在り方として、「事業（価値）の創造」に向けた法務機能の在り方を提案している。「国際競争力強化に向けた日本企業の法務機能の在り方研究会 報告書 ～令和時代に必要な法務機能・法務人材とは～」（令和元年11月19日 経済産業省）は、法務機能の在り方として3つの機能を提案する。攻めのパートナー機能としての、①クリエイション機能と②ナビゲーション機能と、守りの③ガーディアン機能である。

アカデミアのリスクマネジメント・コンプライアンス専門職の職域は、政策の国内実践にあたり期待される業務だけでも、冒頭に示した通り、広汎である。また、大学の現場では、教育・研究・事業活動とそれらの境界領域である。現状、アカデミアの事務職員やURAがリスクマネジメント・コンプライアンス機能を担っており、数は少ないものの、経験を積んだ人材も出てきている。

本発表では、政策の国内実践に必要なアカデミアのリスクマネジメント・コンプライアンス機能とそれを担う専門職の在り方について、考察する。

以上